

「令和2年度石川県食品衛生監視指導計画(案)」
に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和2年2月21日(金)～3月19日(木)
2 寄せられたご意見 3件(1通)

No.	ご意見	左記に対する考え方
第3 監視指導事項		
1	<p>JAS法、食品衛生法、健康増進法の義務表示に関する部分を一元化した食品表示法の完全移行までの猶予期限が来年3月末日に迫っています。食品表示は消費者にとって適切な商品選択をするための大切な情報ですが、その前提として食品等事業者の移行が適切かつ確実に進んでいなくてはなりません。令和2年度の第3監視指導事項に追加されたHACCPの記述同様に栄養成分表示も加えていただき、県民が表示を理解し安心して活用がすすむようにしてください。</p>	<p>県では、「石川県食の安全・安心推進条例」において、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、これに基づいて「行動計画」を策定しております。</p> <p>栄養成分表示については、行動計画の体系の中で、健康増進法を管轄する部署と連携しながら、監視指導を行っているところです。</p> <p>引き続き、行動計画の枠組みを活用し、食品の表示が食品表示法等の関係法令に基づき適正に行われるよう監視、指導を実施します。</p>
第6 計画の実施状況等の公表及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施		
2	<p>第1基本的方針に食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入支援に向けた取り組み実施が追記されました。しかし、第6意見交換(リスクコミュニケーション)の実施には、関連する記述がありません。消費者の暮らしにHACCPの制度化がどのように影響するのか、事業者だけでなく消費者自身も学ぶことが大切だと考えています。その橋渡し役として、出前講座や広報誌の発行、視察見学など行政からの支援をお願いします。</p>	<p>現在、県政出前講座のテーマとして「食中毒予防」を設けており、食中毒をはじめHACCP(ハサップ)の考え方などを紹介しているところですが、令和2年度には、「家庭向けのHACCP」をメインとした講座を新設する予定です。消費者の皆さまの会合や学習会などへ担当課の職員がお伺いし、御説明いたします。</p> <p>また、食の安全・安心情報誌フードコミュニティいしかわ第29号(2020年2月発行)で、家庭のできるHACCPの記事を掲載しました。県保健福祉センター等で配布していることに加え、県ホームページに掲載されていますので、消費者自身が情報を得る手段として、御役立て</p>

		いただければと思います。
第 8 食品等事業者自ら実施する衛生管理の推進		
3	<p>「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行されました。県内でも食品ロスの削減に関する理解と関心が高まっており、フードバンク・ドライブや子ども食堂を行う団体も増加傾向にあります。そこで質問ですが、第 8 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進の 4 項には衛生管理の支援を行うとともに、要請に応じて職員を派遣すると記載されています。この対象にはフードバンク・ドライブや子ども食堂を行う団体も含まれているのでしょうか？含まれていない場合は対象として検討をお願いします。</p>	<p>県政出前講座のテーマとして、「食中毒予防」を設けており、食中毒予防に係る衛生管理の考え方などを紹介しています。フードバンク・ドライブや子ども食堂を行う団体の皆さまの学習会などへ担当課の職員がお伺いし、御説明いたします。</p>